2024/ 8 /22　総務部人事課

報告事項

2024(令和６)年人事院勧告について

2024年8月8日に本年の人事院勧告がなされました。勧告の内容は以下のとおりです。

1　給与勧告の骨子

(1) 給与勧告のポイント ［実施時期：2024 年4月1日］

月例給　※約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップ

民間給与との較差(11,183 円)を解消するため、俸給表を引上げ改定

〔内訳：俸給 9,836 円　寒冷地手当 80 円　はね返り分(※)1,267 円〕※ 俸給改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

◇一般職試験(高卒者)　188,000 円　+12.8%［+21,400 円］

◇一般職試験(大卒程度)　220,000 円　+12.1%［+23,800 円］

◇総合職試験(大卒程度)　230,000 円　+14.6%［+29,300 円］

・若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 30 歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象にそこから改定率を逓減させる形で引上げ改定

(平均改定率：全体3.0%[1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5級～7級1.2%、8級以上1.1%])

ボーナス

福島県及び本市の年間支給月数は国よりも、勤勉手当が 0.05 月分少ない月数となっている。

民間の支給状況に見合うよう引上げ　年間 4.50 月分→4.60 月分(+0.10 月分)

・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12 月期
2024 年度　期末手当 勤勉手当	1.225 月(支給済み) 1.025 月(支給済み)	1.275 月(現行 1.225 月) 1.075 月(現行 1.025 月)
2025 年度　期末手当 以降　勤勉手当	1.25　月 1.05　月	1.25　月 1.05　月

その他

・寒冷地手当、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

(2) 給与制度のアップデート　措置内容 ［実施時期：一部を除き 2025 年4月1日］

俸給及び通勤手当・扶養手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

2　国家公務員の育児休業法の改正（意見の申出）

民間労働法制の内容を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

・育児時間について、1年につき10日相当で勤務しないことができるパターンを選択可能に

・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

本市の対応については、福島県人事委員会勧告(10　月上旬予定)の内容、福島県、他市の対応状況を踏まえ、検討いたします。